

第 11 回国際アビリンピック追加派遣種目選考に係る募集要項

【キャラクターデザイン種目】

1 趣 旨

障害者技能競技大会（通称「アビリンピック」）は、障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るため開催しており、前回第 4 5 回全国大会（令和 7 年 1 0 月実施）においては、第 1 1 回国際アビリンピック（令和 9 年 5 月フィンランド共和国）に派遣する選手選定に向けた選考会（以下「派遣選手選考会」という。）として実施したところである。

今般、選考会の未実施であった種目のうち、第 1 1 回国際アビリンピック開催種目「キャラクターデザイン」については、アニメ、ゲーム、キャラクター文化の発信国であり日本の強みであること、また若年層の関心も高い分野であることから、技能水準の向上と新たな職域の拡大に資する日本代表派遣選手候補の選抜を目的とし、本実施要項に基づき選考を実施する。

2 主 催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）

3 協 賛

学校法人創都学園 東京アニメーションカレッジ専門学校

4 参加資格

次の①から⑥までのいずれにも該当する者とする。

① 日本国籍を有している者

② 次のイからハまでのいずれかの障害者

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する身体障害者

ロ 法第 2 条第 4 号及び第 5 号に規定する知的障害者

ハ 法第 2 条第 6 号に規定する精神障害者

③ 令和 8 年 4 月 1 日現在において 1 5 歳以上の者

④ 次のイからトまでの事項に関し、同意をする者

イ 派遣選手選考会及び第 11 回国際アビリンピックへ参加が決定した場合、参加可能な体調であり、自己の責任において自身の体調・安全管理を行う（必要な服用薬・服装等の持参を含む。）こと。

ロ 主催者が別紙「第 11 回国際アビリンピック派遣選手選考会申込書」記載の項目のうち「氏名」、「都道府県名」及び「勤務先又は所属機関名」を各種印刷物・掲示物等に掲載する場合があること。

ハ 主催者及び主催者が認めた者が派遣選手選考会参加及び第 11 回国際アビリンピックへの参加が決定した場合に個人を特定できる写真等を撮影すること並びに当該写真等を障害者技能競技大会に関する各種広報物等（SNS、ホームページ等への掲載を含む。）に使用すること。

ニ 主催者及び主催者が認めた者が派遣選手選考会参加及び第 11 回国際大会への参加が決定した場合に競技風景等を撮影すること並びに動画を W e b 配信すること。なお、当該動画については、主催者及び主催者が認めた者が作成する障害者技能競技大会全般に関する各種広報物等（ホームページ等への掲載を含む。）に使用すること。

ホ 選手は、技能競技において製作された作品等の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）をすべて機構に譲渡するものとする。また、選手は、当該作品等に係る著作者人格権を行使しないものとする。

へ 大会会場に持ち込む所有物（私物）に関しては、責任を持って自己管理し、事故・過失による損壊・紛失等については、主催者を免責すること。

ト 主催者及び主催者が認めた者から示された方針及び決定事項に従うこと。

⑤ 第11回国際アビリンピックへの派遣が決定している選手ではない者であること。

⑥ 第11回国際アビリンピックにおいて優秀な成績を収める意欲があると認められ、大会までの間、機構が実施する選手強化等に参加し、家族や所属先等の協力を得た上で、自らの技能をさらに、向上させることができる者であること。

(注) 第11回国際アビリンピックへの参加が決定した場合の派遣期間は、現時点では国内行事を含め令和9年5月6日から5月16日を予定していること。

5 参加申込

審査は一次審査（書面審査）及び二次審査（派遣選手選考会による実技審査）により実施する。申込関係書類による第一審査を行い、派遣選手選考会への参加者を決定する。

(1) 申込期限

令和8年6月8日（月）まで（郵送、当日消印有効）

(2) 申込書類

応募にあたっては、次に掲げる書類のうち①から③までは必須、④については任意で、上記申込期限までに提出すること。なお、応募書類の返却は行わないこと。

①参加申込書 ②応募作品目録 ③事前課題の作品

④実績を証する作品や書類の写し（任意）

(3) 申込先・問い合わせ先

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3（障害者職業総合センター内）
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者雇用開発推進部 雇用推進課 国際業務係
TEL:043-297-9536 E-mail:koyousuishin@jeed.go.jp

※データでの応募は受け付けておりません。

※応募に係る送料は、応募者の負担となります。

6 派遣選手選考会参加者（第一次審査通過者）の決定

(1) 機構は、前項の参加申込について、参加資格の内容、応募書類及び提出された作品の審査を行い、派遣選手選考会参加者を決定する。

(2) 第一次審査の結果については、6月26日（金）までに派遣選手選考会参加者（第一次審査通過者）あてメール及び郵送にて通知する。その際、案内書類とともに、当日課題も併せて送付する。

7 派遣選手選考会

第一次審査を通過した者について、以下により技能競技による選考を実施する。

(1) 開催日：令和8年7月18日（土）

9時30分～14時30分（予定）（オリエンテーション、休憩時間含む）

(2) 場所： 学校法人創都学園 東京アニメーションカレッジ専門学校

東京都新宿区下落合 1-1-8（最寄り駅 高田馬場駅）

（注）自家用車不可。公共交通機関での来所に限る。

会場への問い合わせ不可（問い合わせは全て主催者窓口に行うこと）。

(3) 派遣選手選考会の実施方法

① 使用機器：パソコン（Windows 11 Pro）、モニター、キーボード、Drawing用タブレット（Wacom Cintiq16(型番 DTK-1660)）

② 使用ソフト：Photoshop（バージョン 27.4）、Illustrator（バージョン 30.3）、Clip Studio Paint EX（バージョン 5.0.1）

（注1）障害への配慮として必要な補助機器は持込可とするが、それ以外の機器については不可とする。

（注2）障害への配慮として必要な補助具等は参加選手において用意・持参するものとする。なお、持ち込みが必要な場合は、7月9日（木）までに問い合わせ先へ相談のこと。

③ 実施時間：実技は、概ね3時間とする。

④ 派遣選手選考会当日課題の公表

差し支えない範囲で事前に公表することとし、派遣選手選考会参加者に郵送する。

⑤ 成績の評価（審査）

選手の技能競技成績を評価（審査）するにあたっては、障害の種類・程度を特に考慮しないものとする。なお、派遣候補選手の決定は、8月末頃を予定し該当者あて通知を行う。

⑥ 作品等の所有権及び著作権

選手は、派遣選手選考会において製作された作品等の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）をすべて機構に譲渡するものとする。また、選手は、当該作品等に係る著作者人格権を行使しないものとする。

さらに、国際大会に出場した場合の競技に係る作品の所有権及び著作権は主催者に譲渡することに同意すること。

8 参加経費等

(1) 派遣選手選考会への参加費は無料とする。

(2) 機構は、派遣選手選考会参加者について、機構の規程に基づき、公共交通機関利用の場合のみ参加者本人の往復の交通費を後日支給する（宿泊費、日当等は支給なし）。

(3) 技能競技参加にあたって、選手が障害に起因した補助具等を使用する場合は、自己の経費負担において搬送する。

(4) 派遣選手選考会を経て、日本代表選手に決定された場合の第11回国際大会への参加、滞在費、往復の交通費については、機構が認める者（介助者1名）も含め機構が負担する（ただし、休業補償はないこと）。

9 派遣選手の決定

(1) 選考会（第二次審査）参加者から最大2名を選出する。

(2) 令和8年8月末頃を予定し、機構ホームページにて公表する。

10 その他

本募集要項に定めのない事項については、機構理事長の決定するところにより取り扱うものとする。

事前課題及び実技審査に係る留意事項

プロ・アマ問わず応募可能。現在、マンガ家またはイラストレーターとして生計を立てている方でも問題はないこと。ただし、以下の点について十分留意いただきたいこと。

- (1) 事前課題の作品は1種類とし、A4版片面2枚に印刷し、参加申込書に加え、応募作品目録及びその他実績を証する書類等があれば添付すること。
- (2) 今回の選考において使用可能なソフトウェアは、Photoshop、Illustrator、Clip Studio Paint EX とする。なお、第9回および第10回国際大会において使用可能であったソフトウェアはPhotoshop及びIllustrator（いずれもOSはWindows 英語版）であった点に留意し、第11回国際大会における使用ソフトウェアが公表された後、当該大会で指定されるソフトウェアを用いて技能向上に取り組むことができる方を、本選考の対象とすること。
- (3) 生成AIで作成、修正した作品は不可であること。
- (4) 自らのオリジナル作品であること（他の作品をコピーした部分が含まれているものは不可）。
- (5) 作品の著作権は、当機構に帰属すること。当機構の報道発表資料（プレスリリース）やSNS、ホームページ等広く公開すること。
- (6) 応募に際して取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」及び当機構の定める「個人情報の取扱いに関する規程」その他の規程等の定めるところにより、当機構が適切に管理し、本募集の実施運営、作品・記念品等の返却・発送、次回の応募勧奨、障害者雇用の普及・啓発に関するご案内にのみ使用すること。
- (7) 応募作品については、返却しないこと。
- (8) 以下に該当する場合は選考対象外となること。
 - 作品の著作権を作者以外の第三者が保有している、または作者以外の第三者と共有している場合
 - 著作権を当機構に譲渡すること、また国際大会に出場した場合の競技に係る作品の著作権を主催者に譲渡することに承諾いただけない場合
 - 規模の大小を問わず過去に他の公募展において佳作・入選・入賞、展示、掲載等をされた作品、他の公募展に応募中の作品、第三者により印刷物やSNSへの掲載等特定の目的で使用された作品であることが判明した場合
 - 第三者の権利を侵害していると当機構が判断した場合

【問い合わせ先】

障害者雇用開発推進部 雇用推進課 国際業務係

Tel : 043-297-9536

koyousuishin@jeed.go.jp